

玄海町みらい計画（案）パブリックコメント実施要領

1. 件名

玄海町みらい計画（案）

2. 概要

本町行政における最上位の計画である「第五次玄海町総合計画」及び人口減少や地域経済縮小といった地域課題に取り組むための「第2期玄海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が令和7年度に終了します。これら2つの計画を統合した令和8年度を初年度とする「玄海町みらい計画」を策定するため意見を求めます。

3. 資料

玄海町みらい計画（案）

4. 公開期間

令和7年11月29日（土曜日）から令和7年12月31日（水曜日）まで

5. 公開場所

- ・玄海町ホームページ
- ・役場3階企画商工課
- ・値賀出張所

6. 対象者

- ・町内に住所を有する個人
- ・町内の事業所に勤務する個人
- ・町内の学校に在学する個人
- ・町内で活動する事業者又は団体
- ・本計画について利害関係を有する個人

7. 提出方法

以下、どちらかの方法で提出してください。

（1）オンラインフォームから提出

URL：<https://logoform.jp/f/tjf9k>

（2）別紙「パブリックコメント意見書」を提出

役場3階企画商工課へ直接持参又は郵便（令和7年12月31日消印有効）による送付
※別紙様式は町ホームページからダウンロード又は役場3階企画商工課まで取りに来て

ください。

(3) 問い合わせ先

郵便番号：847-1421

住所：佐賀県東松浦郡玄海町諸浦 348 番地 企画商工課

電話：0955-52-2112

M a i l : kikakusyoukou@town.genkai.lg.jp

8. 意見提出の注意点

- ・口頭、電話、無記名等の場合は意見提出としてお受けしません。
- ・日本語で記入してください。

9. 意見の取り扱い及び応答方法

- ・提出いただいたご意見について個別の回答や返却はいたしません。
- ・公表にあたっては個人情報及び個人・法人等の知的財産等に十分配慮し公表します。
- ・個人情報は内容確認の連絡にのみ利用します。
- ・本件と直接関連のないご意見への回答はいたしません。
- ・提出いただいたご意見の概要とそれに関する町の考え方についてホームページ等により一定期間公表します。
- ・役場及び値賀出張所は開庁日のみ対応可能です。